



博多萬行寺所蔵『甲戌通翰』翻刻

著者	鷺山 智英, 八嶋 義之, 小林 知美, 田鍋 隆男, 樋口 すみ, 高松 麻美
雑誌名	人間文化研究所年報
号	28
ページ	25-37
発行年	2017-08-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1219/00000938/

博多萬行寺所蔵『甲戌通翰』翻刻

はじめに

本稿では博多萬行寺所蔵「甲戌通翰」の翻刻を紹介する。本資料は、萬行寺住職の七里恒順（一八三五～一九〇〇）宛書簡集であり、甲戌すなわち明治七年（一八七四）の成立とみなせる。体裁は、袋綴（仮綴）、全一冊、不分巻、一二紙の写本で、表紙に「甲戌通翰」と墨書されている。本資料は、福岡市が平成二四～二七年度に国庫補助事業により行った福岡市寺社史料調査における萬行寺調査によって確認されたもので、『福岡市内寺社史料調査報告書 浄土真宗萬行寺資料・浄土真宗光専寺資料』では、萬行寺資料・典籍一八九番、七里恒順関係書の写本・講録に分類されている。本山の執行として活躍し、萬行寺甘露窟にて宗門教育を行い、当時「仏を拝もうなら本願寺に詣れ、法を聞こうなら萬行寺に行け」（井上哲雄『真宗本派学僧逸伝』一九

七九年、永田文昌堂）といわれた七里恒順に関する新出資料として、近世末期から近代初頭にかけての浄土真宗教学研究の重要な素材となり得ると考え、翻刻を上梓する。（小林）

【解説】

「甲戌」は明治七年（一八七四）である。この年七里恒順は四〇歳。中講義となつている（末尾年表参照）。中講義とは教導職の階級の一つである。教導職は三条教則による民衆教化のため明治五年に発足した教部省において設置されている。一級（大教正）から十四級（権訓導）までの十四等級にわかれており、中講義は九級である。この等級は試験によって決定されていた。恒順は翌明治八年には大講義（七級）に昇進している。

鷺山智英
八嶋義之
小林知美
小鍋隆男
田鍋隆男
樋口すみ
高松麻美

「甲戌通翰」は明治七年に七里恒順へ宛てられた手紙を綴ったものである。

手紙の日付、宛先、差出人は次のようである。

- ① 「七月十六日」付、「七里和尚閣下」宛、「重松蘭英」差し出し
- ② 「七年九月廿五日」付、「萬行寺様」宛、「大内祐慎」差し出し
- ③ 「十月十八日」付、七里恒順の返信か
- ④ 日付不明、「七里大和上下座」宛、「智水」差し出し
- ⑤ 「三月三日」付、「萬行寺殿」宛、「安国清」差し出し
- ⑥ 「七年八月六日」付、「七里先生台下」宛、「正木護・三浦顕夫」差し出し

①の重松蘭英は大分県中津市明蓮寺の住職である。中津地域の中教院分局役人と地元の真宗僧侶たちの対立や交渉などについて詳しく述べられており、大教院分離運動を真宗が進めていく中での地方の状況を研究していく上には貴重な資料であると思われる。

②の手紙も四日市別院などの記述があるので大分県である。①同様大教院分離問題に関連するものである。差出人の「大内祐慎」は専想寺（大分市）の住職である。

③は七里恒順が返翰として認めたものだと考えられる。内容としては長崎、佐賀の様子を述べたものである。

教導職試補について田代（鳥栖市）遍照寺毛利知海を試補に申しつけるにあたってどのような人物なのか管長閣下（西本願寺門主）から

佐賀県令に問い合わせがあり、さらに県庁から願正寺（佐賀市）熊谷氏へと問い合わせがあったことなどが述べられている。

④の差出人は「智水」である。文中に「願正廣隆・長専好堅・愚夫」とあり、愚夫が「智水」であると思われる。佐賀県内の僧侶だと考えられるが所属する寺院は不明である。他の二人は願正寺、長専寺の僧侶だと思われる。

試補の件について兵役対象者を優先的に試補に申しつけるなどと記されている。

⑤の差出人「安国清」は福岡（市）明蓮寺の僧侶である。父は安国淡雲である。淡雲は明治政府のもと教部省設置に伴い同省に勤務している。安国清は海外開教使としてハワイなどにも行っている。

この時点では東京築地本願寺に勤務し、興正寺（京都市）の独立の企てに対する件を担当していると記されている。興正寺は明治九年に本願寺派から独立し、真宗興正派の本山となった。書状の前半には藤岡大澄からの徴兵令免役の条項と試補任命との関わりについての質問を紹介している。

⑥は長崎の合議所に勤務している「正木」「三浦」からの手紙である。三浦は大光寺（長崎市）の僧侶だと思われる。合議所が細々ながら存続していることや合議所の講師の依頼などについて記されている。また興正寺の分離独立の件についても触れられている。

明治政府は明治二年（一八六九）全国の神官を宣教使に任命し国民教化にあたらせ、神道国教化政策を進めていたが、仏教側からの反発

などもありうまくいかなかった。その後真宗僧侶島地黙雷らの仏教を国民教化に活用することを提案した建議がきっかけとなり明治五年に教部省が成立している。その後宣教使にかわって置かれたのが教導職である。神官、僧侶が教導職に任命されたが、のちには落語家や講師、演劇家なども選ばれた。明治七年には教導職試補（七級以下の試補の者）以上でなければ寺院の住職として認めないとされた。これによつて全国の神官・住職が教導職として、「三条教則」（一敬神愛国の旨を体すべきこと、一天理人道を明らかにすべきこと、一皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき）をもつて国民教化を担当することになった。

一方、教部省設立直後仏教側は各宗派連合で大教院の設立を願い出て許可された。明治五年七月に東京に大教院が開設され、翌年から府県の県庁所在地に中教院が設置されていく。さらに各神社や寺院も小教院としての役割を与えられた。しかし、仏教側が目指していたものと実際の教院の内容が大きく相違していたので発足直後から真宗は大教院分離に動いていくことになる。そして明治八年五月には大教院は解体されることになる。

「甲戌通翰」は明治七年の成立である。まさに真宗教団が大教院分離運動を展開している真つ最中の時期である。「甲戌通翰」にはこの時期の地方の状況が記述されており、貴重な資料であるといえる。

（鷺山）

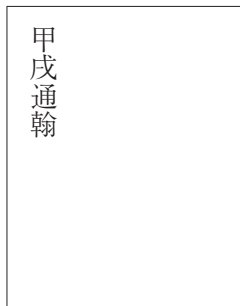
参考図書

柏原祐泉『日本仏教史 近代』吉川弘文館 平成二年

【凡例】

- 一、改行は原則として追い込みとした。
- 一、旧字・異体字は常用漢字に、変体仮名は正字に改めた。
- 一、読みやすくするために読点・並列点を付した。
- 一、踊り字は「々」「ゝ」「ゝ」「く」で表した。
- 一、校訂者の加えた文字は（ ）で表した。

【翻刻】七里恒順『甲戌通翰』博多萬行寺蔵



（表紙）「甲戌通翰」

暑中御院内皆様無御障御継（継）榮被遊御座、珍々喜々奉賀、三二弊宅毛老僧始一同二無異罷在候、御休慮可被下候、小僧も追々生長、家内中相喜ヒ申居候○過月来長崎表へ御苦勞之由、其後御帰院之事も承候得共、彼此多事御機嫌も不奉伺失敬万々御寛宥奉願上候○学寮諸先生は日々御出精羨間敷奉（奉）存候、乍恐宜敷御鳳声可被下候○伯東寺殿御試檢（檢）二相見へ候趣、去月同人より銘々共御掛合も有之候、御県下は如

何之御模様ニ候乎、試檢^檢題目・体裁等万一御手許に相知レ候ハ、御洩シ可被下候○願正公は御出精之実功何分ニ候歟、御報可被下候○護念公居合其後如何、此復御報可被下候○嶋津三郎教部の郷ニ出テ候由迷惑之事ト心痛仕候○神官も分離シテ神祇官再建之風聞專也、御聞及共ニテは無之乎○御時勢珍説・名義又ハ御著出版物等御座候ハ、乍恐学寮ニ令写御贈奉願上候○秋冷ニ相成候ハ、一寸御登院可申上心得ニ候○有志金一条如何之御都合歟、何卒急ニ御計奉願下可候、鉄然之処其一往書状ハ出シ置キ候ヘ共甚機ニ掛リ申候○本山之御内ニハ従前通之旧弊計、更ニ一新之色は無之由、尤表向は一変之形ナレトモ賊ハ不參由、タシカナル処ヨリ承リ申候○新聞雜誌第二百六十一号ニ長久寺ヲ謗言シタルナリ、作者ハ神官ナリ、コノ論ハ九テ虚言計、早速破文相認メ東京ヘ送り申置候、御一笑々々○昨年御出張之御弊寺御説教ニ付区長ヨリ申シ出デタル一条、未タ会釈ヲ不成杯、彼一眼先生類ニ蔭テ申シ触レ候、右ニ付当地方官之説ニ七里ハ又タ来テモ説教サセヌナド申居候由ト外方ヨリ小子ニ伝ヘタリ、是モ実事トハ不存、尚彼ノ一眼先生ノ口ヨリ出タ事ト愚考ナリ、且座敷ノ御議論モ半分ハ尊^尊方ガマケタナト内々同人申触レ候由、小生モ同座ニテ実地見聞ノコトヲ右様ニ申スハ全クマケオシミト愚考ナリ、彼ノ区長亀井屋モ一眼和尚ノ縁家先キナリ、御一笑々々○十一題・十七題中御名義候ハ、急ニ御サスケ奉願上候○御書籍二、三卷拝借罷在居候条、早々拝写仕幸使之節御返納申上候○御拝借之金も当秋迄御延引奉願上候、頃日ハ別テ大貧乏御推量可被下候○老僧一件モ小生何トモ一説ヲ不陳御意ノ俣ニテ打送り候条、先ハ安全御慮可被下候、併シ内大藏省ハ無方向且ツ小生ノ大

願ハ水上之泡ニ御座候、御遠察可被下候○十九文酢屋等皆々無事ニ御座候乎、同行衆は不相変相続之形相見ヘ候哉、別条候ハ、御報奉願上候○奥屋梅丸様始メ大運公等皆々様宜敷御鳳声可被下候○三毛門は如何是又御報可被下候

七月十六日

重松蘭英拜

七里和尚

閣下

○去五月神官・六宗派出一件

一神六中教院派出説教儀、前以テ庁ヨリ全県各区ヘ活版ヲ以テ嚴重布告シ、ソコテ先永照寺ヲ借受タリ、ソレヨリ始終多分一宗ノ寺院ヲ借り、四神ヲ安シ神式ヲ行ヒ、聴衆ハ着帳致サセ、若シ不參ノ者ハ至当ノ罰申シ付ルナト往々流言シ、区戸長ヲ講中代ニ用ヒ大勢ニ築城^築郡マテセメヨセタリ、此方ニハ^{長久・安雲・小子・光榮・照雲等}七、八名八屋ヘ出張、築城^築法中ヘ数度ノ掛合ニ及ヘリ、無抛築城^築法中説教場ヲ断ル、区長・神六大勢ニテ法中ヲ詰問ス、教法寺ノ一牧役者モ大コマリ、ツヒニ神六大怒ニテ一人小倉ヘ帰シコノ旨ヲ庁ヘ届ケ出ント計ル、小倉法中大ニ恐^恐キ手足ニスガリテ止ムル、ソレコレスル中チ日カ暮レルテ築城^築ハ論中ニテ不計難ヲノカレタリ、ソレヨリ上毛ヘ入込コ、ニ銘々共己ニ区長ニコノ方ノ論ヲ申シ含メ置ケリ、仍テ神六・区長ト説申合セズ、区長ヨリハネラレタリ、区長ハ公務ニテソレコレスルウチ外ヘ去ル、又戸長ニ迫ル、戸長無抛カノ神六ノ説ノマ、ヲ以テ賢明寺ヘ申シ来ル、母病氣、住職留主ノ義ヲ以テ先ツ輻

言ニテ断ル、マスく大勢ニテ迫ル、仍テ小子支庁ニ出頭シ、此方ノ意見・議論ヲ社寺掛へ届タリ、社寺掛元來彼レト同腹ナレハ種々難問ス、小子一層勢ヲ添へテ応接ス、終社寺掛黙ス、論ノ次第ヲ書取指シ出セト云フ、仍テ左ノ書取ヲ指出ス、支庁コレヲ本庁へ送ル、ソコテ本庁の官員二名來ル、又小子ヲ呼出ス、小子行ク、本庁ノ官員彼ノ書取ヲ問糺ス、小子一々細ニ入テ答フ、官員ムチャクチャ論ヲ起セトモ理無ニカ故ニ氣ノ毒ナガラ又黙ス、小子餘リ腹立シタル故、地方官ノ腹ヲ問ヒ迫ル、ソコテ到庭不承知ナラハ無是非、教部ヲ届クルカヨヒカト云、小子諾ス、然ラハ右書取上ノ相迫ルナトノ角立テル語ヲ取消シ、書改テ可差出ト云フ、茲ニ小子近頃ナキ大勢ヲ出シテ曰ク、ソレハ先生方ノ意見乎、若ハ長官・權令殿ノ指揮カト云、彼曰ク權令ノ指揮ト、然ラハ小子コレヨリ本庁ニ推參シ權令殿ト直應接ニ及ヒタシ、イトマ申スト云々、彼止メテ強テ其子細ヲ問フ、小子曰ク、一庁ノ令タル者ガ人ヲ策中ニ入レントハ我更ニ不得心、今コノ書取ノ眼目相迫等ノ言ニアリ、コレカ因故ヲ断ルナリ、然ルヲ其カサレヌ因故ヲ取消セハユヘナク断ル理ニナルヘシ、サスレハ教部ノ判ヲ乞ハストモ小子ニテ判シテモ真宗ハ強情ト云コトハ申ス迄モナキナリ、コレ等ノ事ヲシラヌ權令殿トハ思ハレヌ、右ノ語ノ角ノ立ツハ小子ノ筆端ニテ然ルニアラス、事實ノ角カ立テアリ、コノ角アルカ御承知ナラ神六ヲ御解キナサレイ等云々○翌日又呼出、昨日ノ論ヲ丸テナラシテシキリニナタメ來ル、ソコテ小子モ理論ヲ去テ人情論ヲ以テ答ユル、コノ論面白ケレトモ御推察ニテ知レ事ナレハ今コレヲ略ス

右議論中官員ノ勢ト云ヒ各區長ノ歌フ処テハ、今ニモ真宗ノツフル、程ノ風説、然ルニ事相濟一宗丸ガチ成タ処ガ、真宗ハ条理カ立ツ人カアルト云評判庁テモ下テモ専ラナリ、御一笑くく

茲ニ奇談アリ、永照寺テ説教ノ体裁初メヤラヒ賽銭箱ヲ取拂ラワセ參語多カラント心得タリテ已ニ時尅ニナレトモ一人モ聴衆ナシ、神六大心配、

區戸長大周旋、ヨオヤク数十人ヲ得テ昼座ヲシマヒ、又夜ニナレハ少々ハ參詣アルヘシト神六申シテ居タ処ガ尚同断、ソノ上參メ者ワカヒモハ若男計リテ高座ノ辺ニ不居ス、障子キワ或障子ノ外計リ、然ル処追々神六・區戸長・官員等席ヲ列ネ、説教は神官、冠リ・シタ、レヨホシデ高座ニ上リタレハ、障子キワノ暗キ処ヨリ声アリテ曰ク、「忠臣藏ヨリ出來タ」、區長同声ニテ制ス、ソコテ三教則ヲ堅紙ニ認メ台ニ乗セテウヤく敷教師ノ前ニ供フ、教師コレヲ押シイタ、キ開キテエヘント音声ヲツクロヘハ、又タコチラノ暗キ処ヨリ曰ク、サナキダニ」ト、御一笑くく、コレハ近來ノ出來ナリ

○本月十一日山田権大録出張一件

一当県ハ分離論未発前ヨリ彼此ニテ未タ神官・七宗別々ナリ、併シ本県下ハ彼ノ光明寺出張ノ節ヨリ、神七講究事行レ來居候、然ルニ山下殿出張ノ砌中教院合議所等建立ルノ議ヲ達シタリ、コノ時分離論ノ起リ鼻ナレハ彼レト共同セサルコトヲ計リ、小生八賢八賢同伴ニテ早速下宿ヘ行キ、当所ハ未タ神六ト一会モ共ニコトヲ不計内已ニ分離論起ル、仍テナヲ前來ノマ、ニテ、許一定迄ハ一宗限リニテ合議所ヲ設タシ、如何ト問フ、至当ノ論ナレハ意見ノ通りニシ、場所等巨細書上ケヨトノコトニ仍テ更ニ合議所ヲ設ケタリ、其後今日迄押テ來リ

シニ、此節山田出張ニテ地方官・神六同意ニテ山田ト一致ナリ、大山ヲ起シタリ○最初呼出テ中教院分局ノアル所ハ、惣テ中教院分局^(官廳)リ廻達ヲ取次テ一宗迄ニ及ンタリ、ソコテ小倉本中教院ニテ彼方角皆呼出シ、十一題・十七題ノ探リ題試験^(案)ヲ初メタリ、試験^(案)ノ甲乙ハ神官六、七名、七宗一名宛ニテ入札シタリ、真宗ヨリハ明信寺出タリ○山田達ノ旨ハ五ヶ条アリ、其中ニ已後神七会同席ノ説教ニハ宗意ヲ指控ヘヨト云コトアリ、又各々ノ合議所ヲ小教院ト改メ、中教院ト指揮ヲ受ケ其局分^(分局)トセヨト云コトナリ○神官脇ヨリ達シテ云フニハ、小栗・木下ノ拜命印紙ヲ何日限コノ中教院ヘ指シ出セトノコト、右等ノ大事件ヲ本庁下法中又夢デ通リタカ、合手カ、教部ト地方官ト神六ヂヤデ大事ト思ヘトモ、齒ギシカ立ズニ黙準シタカ、彼等ノ意通ニテ行ハレタリ、ソレヨリ大橋ニテ催又同断○去九日当中津ニ来ル神官等ハ一步前キニ入込、安全寺カ会所ナリ、然処山田中津ノ分局ハ合元寺ト聞誤リ、合元寺ニ向ヲテ来ル、大雨中昼食モクワズ、合元寺分局安全寺ニ朝ヨリ出張テ留守中ナリ、サレトモ大雨中殊ニ空腹故山田安全寺迄行クコトヲ不欲、合元寺へ上ル小僧一人無致方拙寺へ申来ル、拙寺ニハ已ニ其日会議シテオレハ早速^(西蓮・光榮)ク^(小生・宝蓮)四名ニテ御氣嫌ト称シ、山田へ逢フ一口ノ談ニテ山田ヲ引導シテ拙寺へ帰ル、山田ハ地獄テ佛ニ逢フタル心地ニテ大喜ニテ来ル^(神六ハ夢タ)ニモ未タ不知、茲ニ於テ小倉ノ都合不審ヲ迫リ問フ、山田一盞一食ノ喜ヒニ乗シ委曲語ル○試験^(案)ハ全ク中教院ノ願ヨリノコト、甚タワタシハ大ゴマリト云々○茲ニ安全寺ニ報知シタレハ^(山田氏ノ)来ルコトヲアケ息ニテ神六七、八名来ル、雨モ大分ヤメバ山田安全寺ニ移ル○

十日中教院分局ヨリ山田来ルニ付、示談事アレハ二、三名来ルヘシト拙寺へ申シ来ル、仍テ光榮・宝蓮・西蓮行ク、茲ニ議論ノ端起ル、彼カ腹意ハ一宗ヲ中教院ヲ指揮スルノ意ナリ、数度ノ論判難尽紙上、山田モ酒力醒タカ本意ニ帰リ山田ト地方官ト神六ト一致ニテ対^(少)我策ヲメグラス、或ハオトシ、或ハナタメ、色々論スレハ一宗小シモ不引○試験^(案)ハ神六ノ願ニ仍テ催ス、事殊ニハ前辺神六ヨリ示談モ無シ、サスレハ一宗ハ丸断ナリ○一宗合議所ヲ廢シ、共同シテ中教院ノ下ニツクヘシ、今日其ノ願書ヲダセト山田地方云、小子曰ク、御達シナラハ一往命^(案)ニ随ヘトモ、宗局々時々申来ル触ニ合セサレハ、官長^(案)へ掛合迄ハ強テ延引ヲ乞フ、コレヲ用ヒサレハ官長^(案)ハ有名無実ナリ、其子細ヲ御尋ネ申サン、又我ヨリ願出セヨ、ナラハ願ト云へハ我意見ニネガワシカラヌ事故願書ハ指出ガタシ、山田云教部ハ分離不可ノ決定公然達シテモ可然事、分離ノ願書ハ已ニ一往指^(案)シ下ケニ成タリ、小生曰ク、然ヲナセニ御布告ナサレヌソ、御指図ハ御無用、御達ハ受ケ申スヘシ、併シ改テ又タ出願シ分離ニ理アレハ用ヒテモラヒタシ、山田曰ク、如何ナル理アリテモ分離ト聞ケハ和親今日ノ政体ニ不合、小生曰ク、和シテ不同ハ、和親ノ交際彼此不同処ヲ強テ同セントスルハ、彼レヲ此ニ同スレハ彼レ和セス、此レヲ彼レニ同セントスレハ此レ不和、然ルニ互ニ己レノ道ニ厚スルハ人情ノ常ナリ云々、如何如何、山田曰ク、アナタハヨホト分離ニハオハマリヂヤガワシハキラヒナリ、小生曰ク、スキスカズハ人々ノ意見、宗内ニモスカザルモノハ今モ共同セリ、ソレヲ止メハ申シマセヌ○コノ外ノ諸論略ス○ソコテ一宗ヨリ一人宛説教セヨト云々、

仍テ光楽曰ク、ソレハ山下出張ノ節ノ振乎、彼云然リ、西輪番曰ク、真宗ハコレ違宗意交説致来候、平生ノ説教ヲ御検査ナラハ交説仕テ可然、今日御達シノ内ニ会同席ニテハ宗意指控ヘヨトノコトナレトモ、ソレテハ御検査ハ平生如何ナル振説教致シ居ルカノ御検査ニハナルマシク愚考ナリ、山田諾ス○試験^⑤ハ神六二十名計リ相濟テ扱テ説教ノ一段ニナリタレハ、傍聞ニ来ル愚夫・愚婦ヲ一同ニ中ノ間ニ入レ、高座ヲタシ、先ツ神官例ノヨホシ^(十七)・シタ、レニテ説教ヲ初ムル、其ノ席弁ニ曰ク、今日ハ一六日例ノ通毎月説教ナルニ、彼此御試験等ニテ遅尅セリ云、ナト○右ニ付又論ヲ起シ小生曰ク、只今ノ演説テハ当院一六日ノ説教ヲスルノテ御聞ナサレテ御試ノ様ニ相キコヘ候、ソレナラハ只今拙寺夏中説教執行罷在候間、御苦勞ナカラ御出張被下御聞試シ可被下候、真宗ヨリ神六分局ノ説教ヲ勤ル義ハ共同セサレハコレナキ筈ナリ、左ナクハ別席平座ニテ山下ノ節ノ振ニテ仕度シ、山田ト地方官云、決テ分離ヲ扨ニハ非ス、幸ヒ愚俗モ見エテアレハ、ソレニ対スル方カ可然ト心得タニ仍テ一同ニ呼込タリ、神六八十一日ノコトナレハ、説教日故私シニソレヲ兼タ心得コレモヨシ、真宗ハ不兼処ヲオヤリナサレヨソレモヨシ、決テ分局ノ説教ヲ申附ラレタトハ思召サル、ナ、已後ノ例ニハ取り申サスト云々○説教ハ上毛正円寺行忍ナリ、格別ニ好ク出来タ○御用濟ニ相成候上山田下宿ニ参リ口達ノ控書拝写、コノケ條中甚不審多シ、已ニ達タレトモ右ニ粗申ス通ニテ、達シタ其日ニ論判シテ用ヒザルモ、容レタレハ弥不審故強テ拝写乞タレハ山田モ大ゴマリ、終翌日自分ニ書テ渡シタリ、コクヨメハ達シタ時ノ趣意ト大相違ノ筆ノ指

引アレトモ、事濟ノコトナレハ其上ハセラズスマセタリ○当所ニテモ神官脇ヨリ達シ申ストテ曰フニ、小栗物集ノ拜命印紙ヲ廿日迄ニ当局ヘサシ出スヘシト云々、コレハ此節ハ議論ゼス、一宗ヲハ神官ノ指揮スル筈ナケレハ神六丈ト云、簡別ノ語ハ吐サレトモコチラニ言フノデナヒノヂヤト聞テ濟シタリ、併シ彼レカ意許ハ及ホス心ナリ、后日彼此コレ云ヘハ其ノ時ノ論ニユツル、山田昨日立チタリ、明日今宇佐テ一ヶ所開キ、ソレハ当県ノオトリナリ、宇佐郡モ一支部下ナレハ、論ハ中津デ一同ニカタヅケ置キタレハ、引合濟ノ上ナレハヨモヤ異論ハ起ルマヒト愚考ナリ、併シ輪番ハ宇佐宮近クコトナレハ如何ト、少シハ心配シテ今日引取りタリ、ケレトモ宇佐ノ神官モ小倉ノ神官モ名アルモノハ皆ナ、中津ノ六ヶ敷事ハ前々来ヨリ承知ノコト故、打揃テ論シタレトモ我カ舌鋒ニ仆レタレハ心配ニハ及フマシト思ヘリ○何分コノ節ハ小子ハ病中ニテ、病氣ナカラモ是非ト申スワケヲ議論シタコトナレハ、心ハハヤレトモ氣力不進、実ニ大心配仕候、併シ一寸モ引キ不申、論モ事相モ共ニ丸勝、決テ勝ヲコノムテハナケレトモ、大事件ノ事ナレハ無撓勝ネハナラヌユヘ勝マシタ○御本庁下ノ御法中ハ明信寺始メ因循斗、ソレカ為ニ支庁ガ荷物オモクテ大ゴマリ、右様ノコトハ別県ノ如ク始終左右ナリ、大事件ト知タナラ自己ノ手テ不行ハ、急飛ニテ立テ掛合ソウナモノニ^(其)□□ノコトモナク、跡ヲイッテモドヲシタモノカト云テケレトモ仕様ガナシ、ソコヲ同県テ左右スレハ不都合ト云フテ庁ニ向テ押ス故、其ノ押ガ支庁ヘ廻リテクル、ソコテ庁ハ不失策ヲ制シテ失策ノ方ヘ同セサセントスルケレトモイツモ不^レ行^レ、押シカヘサレテモ

支庁法中ノ振合ニナラントスレトモ、跡ノコトナレハ元卜庁ノ歎ス

ル所ガ一宗ノ失策ナレバネジナラスコトモナラズ、神ノ御供ヲ六宗ト手ヲ引テスル斗リ、ソコテ只今デハ小倉法中ノ内ニツ分レンノ色アリ、頻リ二本庁下ハ役掛ヲ惣法中ニ恨シル模様ナリ

貴贖難有拜闕仕候、先以梵刹被為揃並御安泰相成御法護奉大賀候、

然は大録山田武雄殿御送り之御状正ニ落手仕候、其御豊前表へ滞在ノ旨承候付四日市輪番慶證寺殿へ届方相頼差贈り申候、然処其程当県下ニ入込ニ相成候、拙初ハ不快ニテ御用席出張不仕候、然ニ当県御用済ニテ日州へ被引移候出立ノ後、四日市坊舎分右御状送り返し申参り候ハ、拙寺分仕出十一日振ニ四日市へ相達候旨申越候、何所へ相滞り候哉不都合ノ事ニ御座候、然ニ山田殿当県下出立後トナリ拙寺も当惑心配いたし候俟、無致方官員高取成章殿へ相頼日州表届方取計呉

一願正寺大ニ御懇篤御教三月被成下難有奉存候、御礼申上候、当此上宜敷御願申上候、然処老僧分此度御検査一条ニ付、拙モ住職難堪ニ付隠居支度精々拙寺迄申越候、取究又々可申上候、御安置可被下方取計呉

一御地ハ大風雨御破損之旨奉驚入候、嗚々御配意を奉察候、当地ハ御方角ニ比し候えは余程軽く、其代昨年ノ九月大風雨・洪水古今未嘗

有二御座候、右御報迄如此御座候、以上

七年九月廿五日 專想寺住
大内祐慎

万行寺様

貴下

尚々時下御保養專一之御儀ニ奉存候、拙初別府西法寺ニテ深法院様
〔附考〕預御安座ニ相勤罷在候、則御安意可被下候

本月十三日ノ御状十六日着、忝拜見仕候、合議所件ニ付懇々御告示、且御願書御報告之次第ニ付テハ、何分如何トモ難相成、右之事情ニ付テハ実ハ弥々宗内ノ熟議教学至要ニ候ヘトモ、県下之不体裁ハ兼テ云云之誤合ニ候ヘハ、無左右実策ニ於テハ抑一大難事、固ヲ不能義ト真ニ悲痛仕候、然ルニ去ル十三日諫早へ教部官員出張、右ハ去月来崎陽へ出張相成居候蔵田・横田兩名ニテ、何歎突当り候事共右之中教院合入之論等法中大ニ焦心之由、併シ到底合議所迄既ニ設立之地ニテ一応之義ハ程能相運居之由、就テ右官員追々諸県巡廻被致候歎、尔今当県下出張共相成候ハ、又々困苦之次第モ可有之係念罷在候、宗局之義モ尔今御多忙歎御布達遅延、尚本職并ニ試補撰拳之義モ今ニ何タル御報達モ無之、尤モ昨日田代遍照寺新毛利知海義試補可申付ニ付、行状等可然人体ニ候哉云云、管長閣下ヨリ当県令へ御懸合相成候義ニテ願正寺へ右県庁分問合相成候、右ハ何人ノ選挙歎不相分且選挙シ、昨日も同様ニ付早速遍照寺等呼懸可申様仕置候、抑右人体も更ニ存シ不申云々

本職件等之義ハ何卒東京表可然御助力被成下、至急相運候様千祈万禱仕候

当県中教院ハ追々盛大之体ニ候

願正寺ハ頃日□卒共相始申候

細川千巖公白川県出張之義昨日西京幡山教円の左ニ申来り候、御懸合之義右ハ細川出張ニ付大失策有之、法中一同大ニ苦心、随テ生等も実ニ痛心罷在、御憐察可被下候、右事故ハ卒ニ難尽紙毫、不日閑暇可申上云云ト申来り候、失策アリシハ実説ト被存候へ共、未タ其事情ハ相知不申、養福寺のも回答今ニ無之候

過日普通新聞差上候、右ハ熊谷氏より折角出発相成居候処ニ行懸り、乍失敬寸拙ヲ撰シ差上申候ニ付只今別紙差上申候、当県下中教院盛大ニ付合議所且本職無之、中ハ^檢驗査等中教院ニ於テ可施行云云議論有之居候、但シ未タ本宗へハ何タル義も無之、尤も当度彼官員出張相成候ハ、則又々發論可致歎相案候、且追々講社取懸り可申由、然レハ宗内大ニ都合、何歎之事故東京へも相同度候ニ付、何卒前条之通御執成之程奉願候

○細川宗局講究課兼庶務心得ニテ追々巡回之由申来候、講社論且考課状再興論等同名の伝達相成候、過日申述置候、柳川へ御印章、右ハ御手許へ乱入候乎否御序ニ御知らせ奉願候、此段真覺寺老僧のも頻リニ被相願候、右迄、草々頓首

別紙管長殿御願書則返納仕候

十月十八日

過日來毎々御配慮被成下、藤岡大澄參堂ニ付別て御厄介相成、万々奉鳴謝候、然未県下之義も先ハ鎮定、当分彼雛形ニ倣上書候様相決申候、

何れ重テ其御処分可有之候

○頃日安国報知之件々夫々御告示被下、則拜誦難有奉存候

○当県本職論、過日^{本日}協議之上、自他内外共苦情無之人体願正廣隆・長專好堅・愚父右三名撰拳具状仕候

○旧年許可ノ内、本年兵役適當ノ者丈先以試補御申附之義同様具状仕候、但シ地方官へ御懸合之上、公試共相管候節ハ合議所無之段必至困迫、尤本職被命次第、従前之真宗教学業ヲ以合議所ト改称仕度段、條理相立願出候ハ、万一御聞届無之、已前公試相管候節ハ矢張從來之教学業ニテ県官引受、試業相運云云之一論ハ相立間敷哉、尤モ新ニ試補ト致度分ハ右之通ニ候へ共、一往^檢所廢ニ属ストハイヘトモ、許可状授与之分ハ別段條理も可有之ニ付、其辺ハ宗局の程能処置ノ下之様ハ無之乎ト相待居候

○頃日或大人ヨリ新聞セル一説有之、右ハ元來教職試補ト申ハ、其人体教務ニ堪任スルヤ否、一時直ニ判シ難キモノヲ以テ試ニ補任スル所ノモノニシテ、固リ生涯固着ノ一職ニアラス、依テ今年或ハ一歳ヲ經テ訓導講義任、昇進不致分ハ断然逐斥可致、今日ニ其所置ナキハ教部・管長ノ因循歎云云、有德者ノ論スル処ト云云、右ハ^檢畜ニ浮説、道路之茶話ニテモ無之様子ニテ、今日ノ試補ヲ以テ旧年ノ許可ト見做スルノ論歎ト奉存候、惣て曾テ此説モ有之由、当時雲間ニ於テ頻リニ云云セリト云云、

○老父病氣之義段々被仰越忝奉存候、右ハ漸々快覆^檢之由、昨今ハ病床ナカラ内会共相開居候由ニ御座候、右迄御願旁如此御座候、謹言

七里大和上座下 智水頓首

過日ハ陸軍省第三百〇五号布達ニ付、大澄ハ御尋申上候由ニテ生ヘモ悍然被致通知候、右は徵兵令第三章免役概則ニ適スル者ヲ除キノ文ニ就テ、第三章免役概則中ノ第三條ニ適スルモノヲ除キト看過誤解致候モノ歟、就て過日教部省乙三十七号御達書之義大澄へ御含被下候由、右ハ今般七十号公布ニ付今後追テ成立、必ス試補可申附見込之者ハ則今直ニ試補可申附義ニハ無之トモ、当度免役相成度段地方へ可及協議（傳法ノ嗣子ヲ断スルカ故ニ）トノ御趣意歟、又乙三十九号ニ云、一寺住職ニテ無職之輩ハ本年乙三十七号達書ニ照準シ、試補可申附云云有之ヨリ願レハ、三十七号ハ試補ノ申附様ヲ達センコトニテ、県庁協議ノ上試補可申附トノ令歟、此義ニ依レハ今般七十号公布ニ付、至急人体可否検査之上徵募、已前神速試補可申附段協議セヨトノ達書歟、但今後ノ二字ヨリミレハ前義親シキ歟、若後義ノ如クナレハ則今試補可申附者ハトカ書スヘキモノ歟、畢竟云云ノ意ナラン、省意確定ノ義ヲ知ラサレハ、実ニ難奈何候、願クハ叩了御趣意承度奉冀候、敬白

爾来御疎遠弥御多祥御尽力奉賀候、僕無言乍憚御省念可被下候

- 一月下旬再辞表差出候処、依願御免士仕候、先々教部の範圍ヲ出候
- 近來本宗之事專一尽力、三月一日ハ築地ニ移転仕候
- 分離論未タ許可不相成候得共、不遠是非許可相成候様精々尽力致候
- 興正寺從來之謀叛再発、僕専ら此事件担当致居候
- 東京之有志も專一宗意興隆論ニ相成、十二八、九迄ハ僕從來之持論之通ニ相成、実ニ為法可賀事ニ御座候

○分離論決定候ハ、御法主様始諸有志一同西京ニ帰行、宗法一層増輝之企ニ候

○大洲十二月帰県、当春長崎出張之筈ニ延引ニ相成、何分東京之本決定無之テハ万事不都合ニ付再東上之筈ニ候

○先般真宗局ハ真宗合議所之仮規則相違候筈ニ候、分離許可迄空手相待候耳ニテハ門末之方向も如何ニ候故、右仮規則ヲ以テ当分夫々御尽力相成、弥分離之下緒相成候様致度儀ニ御座候

○佐賀県之一件ニハ福岡ハ更ニ關係無之由大ニ安心致候、賊徒も追々敗北之由、大慶之至ニ奉存候

○分離決定候ハ、是非一度西京迄御上奉祈候

○伯東寺ニ過日一面会候、此も隣県之一条ニ付類ニ帰県之存念ニ候由、併折角東上ニ付分離之形勢如何今暫時在京有之度候

○築地本願寺中門内鐘堂後ロニ転寓致候、御出状ハ右之処か、又ハ善教寺ニテモ、又ハ築地三丁目真光寺ニテモ御便宜次第、又ハ事務局ニテモ御出可被下候

時下御自玉奉祈候、頓首

三月三日 安国清

萬行寺殿

時下酷熱之節、愈御清適奉拝賀候、然レハ御在隣中縷々御高配被下候末、微々タル合議所今日迄相続罷在候、此度華園氏派出之芝居ニハ、定て夫々芸人等も手揃大舞ナルヘシト考居候、加之大教院ハ神官教正某神道教会之儀ニ付派出之風聞も有之候、中半兼て御存之県下之牛僧

等至愚奸情ニて分離之件も附はかねナレハ、華園氏之芸述ニ因りてハ在俗ハ勿論牛僧等迄自然誘入被致間敷も難斗と懸念此事ニ候、就てハ此度至急教社取結、県下一般之規則相定度と頻々尽力仕居候

金三円実ハ差出兼追々遅延仕候、細川大城へも講謝賄料差出候節、先生へも御贈り可申上候処、兼て之思召も承知仕居、却て貴意ニ振候てはとも相考、亦一同之義故不差出も不都合と存、甚御斟酌申居候処、幸ひ此度渡辺氏貴県へ罷出候由ニ付、些少なから同人へ相托し候間、其辺不悪御汲取被下御領受ニ相成候ハ、難在仕合奉存候

当月合議所講師細川帰省之節相頼置、何れ細川分先生へ御相談申、可然人を差出呉候様定約致置候へとも今以報知ナシ、当月旧来之盆会有之由故、願クハ一日も早キ方可然と被存候、加ルニ合議所設テ纔二三、四月、最早月々之講釈も相止候抔と他之見聞も有之候間、其辺宜敷御注意被下可然御取斗被下度、尤細川へも追々申遣置候得共、尚御補意ニ預度此段奉願候、書外百端之事情渡邊氏分御聞取被下度候、右御起居伺旁勿々不尽、敬白

七年八月六日

正木護

三浦顕夫

七里先生台下

(終)

【附記】本報告は、鷺山が解説執筆を、鷺山・八嶋の指導の下で小林・田鍋・高松・樋口が翻刻を行い、分担作業を通して成った。年表は樋口が作成した。全体構成は小林が行った。史料の解説・翻刻・整理作業は、本学真宗史料講読会に於いて取り組んだ。会員は、鷺山智英(本学人間文化研究所客員研究員)、小林知美(本学准教授)、川尻洋平(本学人間文化研究所リサーチアシリエイト)、八嶋義之(福岡市博物館市史編さん室嘱託員)、田鍋隆男、樋口すみ、高松麻美(太宰府市文化ふれあい館学芸員)である。

資料調査・研究にあたって、萬行寺ご住職のご理解・ご協力を賜ることができた。ここに記して謝意を表します。

七里恒順年表

和暦	西暦	年齢	事績	関連
天保6年	1835		7月越後国三島郡飯塚明鏡寺に生まれる。父井上宗鏡、兄宗桓。姉（越後国柏崎西永寺に嫁ぐ）に育てられる。	天保7年（1836）天保の飢饉、天保8年（1837）大塩平八郎の乱
弘化2年	1845	11歳	7月越後国明鏡寺で得度。	
弘化5年	1848	14歳	越後国中頸城郡姫河原稱念寺僧朗勤学の門に入る。	
嘉永2年	1849	15歳	越後国三島郡本與板村光西寺宣界司教の私塾徳水社にて業を受ける。	
安政元年	1854	20歳	5月郷里を辞して豊前国下毛郡今津村浄光寺月珠勤学の門に入り宗学を研究。	嘉永6年(1853)米国使節ペリー来航
安政4年	1857	23歳	月珠勤学の示寂後、月珠門下の下毛郡草本教順寺助教上足宣正師に業を受ける。本山の学林に懸籍せらる。	
安政5年	1858	25歳	正月下毛郡福島長久寺田丸慶忍（明治7年勤学）師に業を受ける。	
文久2年	1862	28歳	7月豊後国玖珠郡戸畑村満福寺	南溪師に就て学ぶ。
元治元年	1864	30歳	5月福澤翁と問答（梅霖閑談に記載）。11月宣界和上の斡旋にて筑前国博多下祇園町萬行寺に入寺。萬行寺には龍華学派の鼻祖雲龍師が居られ、私塾甘露窟を開くが天保12年（1841）病死。	
慶応元年	1865	31歳	10月萬行寺の住職となる。	
慶応3年	1867	33歳	6月甘露窟を再興し宗門の教育や国恩會などを設け社会公共の事に尽す。	慶応3年10月大政奉還
明治7年	1874	40歳	8月中講義になる。「甲戌通翰」成る。	明治元年（1868）廃仏毀釈運動起こる。 明治5年（1872）3月神祇省廃止・教部省設置、9月大教院を設置。
明治8年	1875	41歳	1月大講義になる。 7月本山の要務を帯びて東都に在る留守中の夜、萬行寺本堂庫裡を焼失する。	明治8年（1875）5月大教院廃止。
明治8年	1875		10月真言宗東長寺の本堂を購入。	
明治9年	1876	42歳	百日講を設け田丸慶忍勤学を聘し講義を行い近方僧侶の学事奨励、要藉会を設け法義振作、恵似真会、開明会を興し宗教心鼓吹、坊守講を設け各寺の坊守に信仰を得せしめる等の事業。	
明治10年	1877	43歳	10月東長寺本堂を萬行寺へ移築。	
明治13年	1880	46歳	4月明如宗主から召し出され本山に赴き、北畠道龍と大洲鉄然の意見衝突を調停。執行の職に就き15(1882)年1月まで本山で宗政に尽くす。 9月権少教正に補せられる。12月大講義にもどる。	西本願寺東京移転問題起こる。
明治15年	1882	48歳	1月執行を止めて帰国。	
明治17年	1884	50歳	10月明如宗主から召され本山に赴く。	
明治19年	1886	52歳	古家を買って庫裡を建てる。午前は所化の教導、午後及び晩は道俗への法話をする。	
明治24年	1891	57歳	本山にて顕如上人の三百回忌の法会を修し、1週間毎日総会所にて説教。	
明治26年	1893	59歳	4月明如宗主により召され京都に向かう途中事故に遭い俄然中風症にかかる。	
明治33年	1900	66歳	1月帰寂。	

* 本年表は下記を主に参考にして作成した。

濱口惠璋編『七里和上行録』興教書院（1912）、井上哲雄『真宗本派学僧伝』永田文昌堂（1979）。

(さぎやま ともひで…人間文化研究所 客員研究員)

(やしま よしゆき…人間文化研究所 客員研究員)

(こばやし ともみ…アジア文化学科 准教授)

(たなべ たかお…人間文化研究所 客員研究員)

(ひぐち すみ)

(たかまつ あさみ…太宰府市文化ふれあい館 学芸員)